

牧師らの上告棄却

小牧者
訓練会

セクハラ裁判で最高裁

つくば市にある宗教法人「小牧者訓練会」の元信徒の女性4人が、セクハラ行為など

を理由に、同会代表で韓国籍の男性牧師に、損害賠償を求めた民事裁判で、最高裁第三小

法廷(大谷剛彦裁判長)は15日までに、同牧師

と小牧者訓練会の上告を退ける決定をした。決定は14日付。

これにより牧師のセクハラ行為を認め、1540万円の支払いを命じた1審東京地裁判決が確定した。

同時に同牧師らが原告の訴えで名誉を毀損された訴訟で、同法廷は

と小牧者訓練会の上告と謝罪広告などを求めた訴訟では、牧師側の上告が退けられた。

一方、元信徒の男性がパワハラ行為を受けたとして損害賠償を求めて訴訟で、同法廷は

男性の上告を退けた。最高裁の決定を受け、被害者支援団体「モルデカイの会」の加藤光一代表は「上告を退けられ、牧師のセクハ

ラ行為を認めた一審判決が確定したことを率直に喜びたい」と決定を評価し、「事件が公

がかかつたが、原告の女性らには肩の荷が下りた決定だと思う」と話した。